

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書
(写)

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

秋 田 県

秋田トヨタ自動車株式会社

秋田トヨペット株式会社

トヨタカローラ秋田株式会社

ネッツトヨタ秋田株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田トヨタ自動車株式会社、秋田トヨペット株式会社、トヨタカローラ秋田株式会社及びネッツトヨタ秋田株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （2）ハイブリッド自動車

（協力の要請と内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し外部給電可能な車両の提供協力要請書（様式第1号）を提出することにより要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保した上で、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告し、速やかに外部給電可能な車両の提供協力実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の燃料費については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) この協定に基づく支援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病にり患し又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。
- (2) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の責めに帰すべき事由がある者が、補償責任を負うものとする。
- (3) 自動車保険が適用される場合の取扱い、は、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙にその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項の保険の適用を受ける際に要する費用については、全て乙の負担とする。
ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、秋田県内の避難所等で電力供給のために使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、速やかに乙に報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第3号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議するものとする。

(防災訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及活動等)

第16条 甲及び乙は、住民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組むものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月23日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事

佐竹 敬久

乙 秋田市泉中央2丁目1-3

秋田トヨタ自動車株式会社

代表取締役会長

大柳 康三郎

秋田市川尻町字大川反 233-7

秋田トヨペット株式会社

代表取締役社長

伊藤 哲充

秋田市川尻町字大川反 233-7

トヨタカローラ秋田株式会社

専務取締役

伊藤 哲仁

秋田市川尻町字大川反 233-49

ネットヨタ秋田株式会社

代表取締役社長

石井 資彰

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

秋田県知事

協定書 3 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

（１）外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

（２）その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所 属 名	
職 氏 名	
連 絡 先	

外部給電可能な車両の提供協力実施報告書

秋田県知事

様

会 社 名

代表者名

協定書第6条の規定により、次のとおり報告します。

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先（窓口責任者）

	第1連絡先	第2連絡先
担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
F A X		
Eメールアドレス		

夜間・休日等の緊急連絡先

〈第1連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	F A X
携帯メールアドレス			

〈第2連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	F A X
携帯メールアドレス			

〈第3連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	F A X
携帯メールアドレス			

〈第4連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	F A X
携帯メールアドレス			

注：夜間・休日等の緊急連絡先は4名以上の記入をお願いします。

：携帯メールアドレスについては、可能な範囲で記載をお願いします。

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。